仕　様　書

名称

　交通信号機老化柱撤去等修繕（長野インター交差点）

修繕内容

　信号灯器を移設し、劣化により腐食した信号柱を撤去する。

修繕場所

長野南警察署　規制番号１００「長野インター」交差点　Ｅ柱、Ｉ柱

留意事項

⑴ Ｅ柱及びＩ柱を基礎ベースから取り外し撤去すること。

⑵　Ｅ柱の②灯器はＨ柱に移設すること。Ｉ柱の④灯器はＤ柱に移設すること。

⑵　柱撤去、灯器移設に際して、取付金具等の設置やケーブル交換等が必要な場合は、請負者の負担により適正に交換すること。

⑶　当該修繕業務において舗装や縁石、他施設等を一時的に移動させる必要がある場合には、管理者許可のもと移動させ、修繕業務完了後は確実に元に戻すこと。

⑷　修繕に係る各種手続き（官公庁への道路占用許可申請等）を遅滞なく適正に行い、これに要する費用は請負者が負担すること。

⑷　交通規制が必要な場合は、交通誘導員の配置を適正に行うこと。

⑸　事故または損傷が生じた場合には、請負者の責任において速やかに処置し、その責はすべて請負者が負うこと。

⑹　修繕完了後は、完成した施工交差点図（現示階梯表及び交差点案内図等を併記したもの）を提出すること。

その他

　本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。